

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（第5回）

日 時 平成 29 年 3 月 2 日（木） 10:00～11:30

場 所 中央合同庁舎第 2 号館 1 階
共用会議室 3 B

1. 開 会
2. 官庁営繕部長挨拶
3. 出席者紹介
4. 座長の選任
5. 議 事
 - 1) 平成 28 年度の木材利用の促進に関する取組
 - 2) 今後の木材利用の促進に関する取組（案）
 - 3) 木材利用の促進に関する意見交換
 - 4) その他
6. 平成 29 年度以降の懇談会について
7. 閉 会

（配布資料）

- 資料 1－1 木材を利用した官庁施設の保全等に関する検討
- 資料 1－2 平成 28 年度 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」
- 資料 1－3 木造計画・設計基準及び同資料 平成 29 年版の改定概要（二次案）
について
- 資料 1－4 新たな木質部材の活用に向けた取組状況
- 資料 1－5 平成 27 年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の
実施状況の取りまとめ（概要版）
- 資料 2－1 今後の官庁営繕における木材関係施策（企画素案）
- 資料 2－2 官庁施設における多様な木造化に関する検討（案）

（出席者）

- 委 員 大橋委員（座長）、河合委員、腰原委員、坂本委員、杉本委員、
長谷見委員、林委員、安村委員
- 事務局 （国土交通省大臣官房官庁営繕部）
官庁営繕部長、大臣官房審議官、管理課長、整備課長、設備・環境
課長、保全指導室長、木材利用推進室長

- 委員
- △事務局

1. 開 会

2. 官庁営繕部長挨拶

3. 出席者紹介

4. 座長の選任

- ・懇談会設置規約の第3条第2項に基づき、大橋委員を座長に選出。

5. 議 事

1) 平成28年度の木材利用の促進に関する取組

- ・事務局より、資料1-1から資料1-5を説明。

(資料1-1 木材を利用した官庁施設の保全等に関する検討)

- この検討成果を含め、官庁営繕部では、有用な資料をとりまとめているが、周知が不足していると思われる。ホームページで公表するのみならず、より積極的に広報に取組み、普及させていくことが重要。
- 木材利用促進法の施行に伴い竣工した、規模の大きな木造建築物のメンテナンスが行われるタイミングとなっているので、実態調査を行い、課題などを探ってみるのもよい。
- 木材は経年によって変色するため、常にきれいな状態を維持し続けることはメンテナンス費も嵩むことから現実的な対応ではない。例えば、外壁に用いる木材について、機能上支障がない場合の変色について、一定程度は許容する、あるいは、グレーに変色しても違和感の生じないような建築物をつくるなど、文化、意識の醸成に資する取組も必要。

(資料1-2 平成28年度 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」)

(資料1-3 木造計画・設計基準及び同資料 平成29年版の改定概要(二次案)について)

- 改定案では天然乾燥処理製材のJAS材は使用可能な製材に含めていないようであるが、地方の公共施設では伝統工法で建築するニーズもある。
- 建築基準法では、含水率が少し高い天然乾燥処理製材も許容できるととされているので、木造計画・設計基準においても対応しておくべきではないか。
- 一般的には、工法によって使える材料は決まってくるので、規定する場合には、どの工法においても使用できるといった誤解を与えないよう、留意が必要。

(資料1-4 新たな木質部材の活用に向けた取組状況)

- 木材促進法の基本方針においては、積極的に木造化を図るべき建築物から耐火建築物等が除かれているが、昨今、耐火の認定を受けた構法の開発も著しい状況だ。公共建築物の木造化を一層進めるためには、耐火建築物についても木造化の範囲に含めるなど、基本方針の見直しも検討すべきではないか。
- △ 基本方針上、耐火建築物については積極的な木造化の対象とはされていないものの、コスト等の検討を行い、可能なものについて木造化に努めることとされている。平成28年4月に改定した国交省の木材利用計画においても、可能な場合は木造化に努める旨位置付けたところ。
- 一般の方々が触れやすい公共建築物で、中高層の木造耐火建築物が実現される意義は大きい。しかしながら、相当の技術力が必要。ブレイクスルーを図る意味ためには国の取組が重要となる。

(資料1-5 平成27年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ (概要版))

- 各省庁の出先機関にまで木造化の意識が行き届いていない印象を受ける。幅広く公共建築物の木造化を進めていくためには、国全体の意識を高めていくよう、一層の取組が必要である。
- △ 各省各庁の個別理由によって木造化が図られなかった案件については、1件1件の検証作業を行い、各省各庁の意識を高めるべく取組んできた。徐々にではあるが、国全体に木造化の意識が高まってきたのではないかと感じている。

2) 今後の木材利用の促進に関する取組 (案)

- ・事務局より、資料2-1から資料2-2を説明。

(資料2-1 今後の官庁営繕における木材関係施策 (企画素案))

(資料2-2 官庁施設における多様な木造化に関する検討 (案))

- CLTパネル工法については新しくできた告示工法として、積極的に押し進めていくことが求められている。また、構造体の一部としての部分活用や、内外装における新たな木質部材の活用については、CLTや、他の集成材、LVLなどを含めた木質系厚板の活用という観点での検討を進めるべきだ。
- 単にCLTを公共建築物に活用するだけでなく、CLTの特徴を生かした新たな活用方法についても提案があればよい。
- CLTについては、初期段階ということもあり、製造側も相当良い材料を用いて造っている状況のためコストが高い。接合等の課題もあり、実際に設計しようとするともだまだ難しい状況だ。確認申請の審査側の知識も必ずしも十分とは言い難い状況もあるやに聞いている。CLTを普及させ

るためには、人材育成や環境整備も同時に進めていくことが重要である。

- CLTは今までにない性能を持った材料であり、製材が大きくなったものと考えるべきものではない。弱い木材を構造材として使用出来るということや、今までの建築物において木材を使用出来なかったところに使っていただける新しい材料である。建築分野ではないが、橋の床版にCLTを使うということもできる。

3) 木材利用の促進に関する意見交換

- 地元の製材を使って規模の大きな建築物をつくることが可能になってきた。このような実例や技術情報を集成し共有化を図ることが重要である。
- △ 「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」において、地域で流通している材料の事前把握の重要性、設計を合理的に進めていくための考え方や技術資料をとりまとめて公表しているので、一層の周知・普及に取り組みたい。
- 木造建築物の耐久性について意識を持って取り組むことは重要であるが、実は大変難しい課題でもある。今後の活動に期待している。
- 建物の除却について調べてみると、物理的な耐久性で壊されている建築物はほとんどない。木造建築物の耐久性を確保するためには、やはり、メンテナンスの周期、方法などが重要になるだろう。
- △ 木造建築物を長期的に使用できるよう、保全を考慮した設計や、修繕・維持管理のあり方なども含めて検討を進め、耐久性の確保に努めていきたい。
- 木造建築の耐久性の話をする場合は、主たる構造と仕上げで分けて考えないといけない。構造はあくまで60年なりもたせるだけの性能は確保し、仕上げについては例えば20年とか15年とかのあるピッチで考えていくということも必要。日本では露出して木材を使うという流れがあるが、ヨーロッパのように外側に必ずプロテクトする部材を張るという設計の常識みたいなものを作っていないと、今後、木材利用促進の風潮に逆風が吹いてしまうのではないかと心配になることがある。木造化が広がっていくからこそ、耐久性も構造と仕上げできっちりと分けて考えた方がよい。
- 木材利用の促進に当たっては、防耐火も構造も技術開発が進んでいるが、今後特許絡みでのトラブルが生じるおそれがある。基礎的な技術で特許が取得されているものがあり、権利を主張されると開発しているものがとどまる状況も考えられるので、情報収集し対策を考えることも必要。
- 準耐火や耐火については、各団体でマニュアルや技術基準の整備が進められている。国でこれらを網羅的に取りまとめるのではなく、技術情報を活用した上で、公共建築物に足りないものは何かを考えて、必要な技術基準の整備を進めていくことが効率的。
- 木造建築物の普及のため、住宅用集成材などの一般流通材を活用した公共建築物づくりにも取り組んでもらいたい。

以上